

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十六号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条の規定は、令和七年四月一日から適用する。